

から東京府宛に、伊澤道盛と楠田文吾の免状下付について照会があった。「明治8年2月以前より口中科専門医業につき先年履歴お調べの節差し出し…、一般医術開業の者へ仮免状御下付の際、御達もこれ無きにつき、伊澤道盛儀は明治10年2月中免状御付与あいなりたく旨出願候ところ、右専門医へはあい渡さず旨口達これあり、書面却下あいなり…」との内容で、この文言からは当時の東京府の方針は、口中科あるいは口中医は医師として認めなかったことが窺える。

明治45年(1912)の『デンタル・ビー』誌には、イーストレーキが長谷川保兵衛(保)へ1875(明治8)年12月に授与した証明書が掲載されている。「長谷川保兵衛は8年の間、私の誠実な学生でありアシスタントであった。彼の専門的な尽力を必要とする全ての人々に私は心より彼を推薦する」と英文で記された証明書の図版は、『歯科医事衛生史前巻』にも影印されており、同書には竹澤国三郎がアレクサンドルから授与された履修証明書も収録されている。のちに「入歯齒抜口中療治者」として東京府庁から営業鑑札を付与された長谷川や竹澤は、外国人歯科医からの歯科修業証明書を添付して、医術開業免状の下付を願い出たのではないかと推察される。

横浜に居住する黒田虎太郎は明治15年(1882)、免状を持たずに歯科治療を行ったと旧刑法256条「私(ひそか)ニ医業ヲ為ス罪」で刑事告発された。当時の大審院は歯科の施術は医行為には含まれないとの見解を示し、黒田に無罪の判決を下した。当時は政府や各府県の方針は定まらず、長谷川保や竹澤国三郎らが従来の開業履歴によって口中科医の免状下付を願い出ても、東京府では却下したのであろうことも含め、従来の口中科医への行政側の対処について報告した。

10) 中国伝統医学における口瘡の概念の変遷

The Historical Study of Kōsō in Traditional Chinese Medicine

医の博物館 ○西巻 明彦
日本歯科大学 屋代 正幸

Akihiko Nishimaki, *Museum of Medicine and Dentistry*

Masayuki Yashiro, *Nippon Dental University*

口瘡は、口内炎と一般に解釈されるが、実際には、口腔におこるすべての炎症をさす場合もある。口瘡は、部位により、口舌瘡、舌瘡と言われる時もある。口瘡は、現代中医学において、口瘡、口了瘡、口糜、口疳、鵝口瘡などに分類され、一般的には脾胃の熱によるものが多いと言われている。口瘡について最初に記載された文献は、『内経素問』である。気交変大論に、「上辰星に応じ丹穀成らず。民病めば口瘡たりて、甚だしければすなわち心病む」、五常政大論篇に、「少陽司天なれば、下気下臨し、肺気は上に従い、白起こり金用き、草木に書ありて、火見れて燔炳し、革金まさに耗人として、大暑以て行り、咳・嚏・鼽・衄・鼻室・口瘍・寒熱・肺腫あり。風は地に行りて、塵沙飛揚し、心痛み、胃脘痛み、厥逆し、鬲して通ぜず。その主は暴速なり。」と述べ、五運の気の変化から、口瘡が出現することを述べている。つまり、自然災害が、病変と密折な関係があることを、物語っている。『金匱要略』の百合狐惑陰陽毒病証并治第三に、「狐惑の病たる状傷寒の如く黙黙として眠らんと欲し、目閉づるを得ず。喉を触することを惑となし、陰を触するを狐と為す。飲食を欲せず、食臭を聞くを惡み、その面乍ち赤く乍ち黒く乍ち白し。上部を蝕すれば声喝す。甘草瀉心湯之を主る。」と述べ、熱毒が上下を障害することにより、口瘡が発生することを述べている。以上のことから、夜眠れず、食欲がなく、口内炎がある者には、現代でも甘草瀉心湯が有効と考えることができる。『医宗金鑑』には、「狐惑とは牙疳下疳等の瘡の古名なり」と記している。口瘡の病因について、くわしく述べられているのは、『諸病源候論』唇口病諸候で、「手の少陰は、心之経也、心気は舌に通ず。足の太陰は脾之経也、脾気口に

通ず。臟腑熱盛で、熱心脾に乘じ、氣口舌に衡りて、故に口舌に瘡を生ぜしむ也。」と、心脾の熱が口瘡の原因であることを示している。この条文は、心脾の熱が原因以外に、上焦のみならず、中焦にも原因があることを示している。『聖濟総録』日齒門においては、熱が原因においてのみならず、中焦の寒冷でも発症することを述べ、『濟生方』口齒門では、口瘡の主因は内因で、外因の風熱はあくまで誘因であることを指摘している。元代の『丹溪心法』では、中焦土虚で発症することを記している。明代の薛己は、『口齒類要』口瘡の中で、「口瘡は、上焦の実熱、中焦の虚寒、下焦の陰火、各経伝変して致す所をまさに分別して之を治すべし。」と、口瘡の病因を上焦、中焦、下焦に分類して、その治法を記している。中国伝統医学において、その病因は時代が下るにつれ、上焦から中焦、下焦へと拡大していくことに特徴があると考えられる。

口瘡の原因は、中国伝統医学では、内因にもとめる傾向が強いことが、ひとつの特徴である。今回、口瘡の病因を時代が下るにつれ、さまざまな解釈、治方について、考察を行った。

11) 『啓迪集』牙齒門と『口齒類要』の比較検討

keitekisyū and kōshiruiyō

医の博物館 西巻 明彦

Akihiko Nishimaki, *Museum of Medicine and Dentistry*

『啓迪集』は、初代曲直瀬道三の著で、安土桃山時代を代表する医学書である。本書は、日本にいままで察病弁治の全集がないことを道三が憂い、自らの治療経験を土台とし中国の医者进行参考にして、天正二年（1574）完成した。これを、正親町天皇に観覧したところ、天皇は非常に喜ばれ、翠竹院の称号を下賜し、天龍寺周良策彦に命じ本書の題字序文を書かせた。本年は、曲直瀬道三生誕 500 周年である。

『啓迪集』に引用される文献は、『丹溪心法』を始めとして、六十四種と道三は書いているが、王鉄策、小曾戸洋氏によれば、道三が直接引用した

のは四十六種で、残りは孫引である。さらに直接引用しながら掲出しなかったものに、『奇効良方』、『山居四要』、『本草序』がある。

『啓迪集』は、出版されたのではなく、写本をもって伝承され、慶安二年（1649）にいたり、出版された。当時の写本は、小曾戸洋氏によれば、「三原市立図書館本などを詳細に見ると、序、奥書、各巻首の書題・署名までが道三自筆で、本文は書体は酷似するが別人の手によるもののようである（自筆本は臨模か）。道三のもとで学業を終えた門人に自ら序跋等を揮豪して授与するならわしであったのだろう。印刷医書の行われない時代ならではの美風である。」と述べている。

『啓迪集』牙齒門では、『医林集要』、『玉機微義』、『三因方』、『医学正伝』、『恵濟方』から引用されている。宋代の『三因方』以外は、すべて明代に出版されたものである。『医学正伝』は、虞搏の編纂によるもので、1515 年の出版である。道三の引用した文献は、もちろん 1574 年以前のものであるが、1529 年出版された『口齒類要』は引用されていない。薛己の場合、『薛氏医案十六種本』、『薛氏医案二十四種本』として後世に伝わるが多く、日本において『薛氏医案十六種本』が和刻されたのは、承応三年（1654）であった、この和刻本の「薛氏医案十六種本」は、明刊本『薛氏医案十六種本』の初版に、和訓をつけ和刻したものであることが判明している。このため、現在のところ、曲直瀬道三が『口齒類要』を読んだとは考えられない。

今回、曲直瀬道三の『啓迪集』牙齒門と薛己の『口齒類要』を対照することにより、口齒の思想に関する変化を考察した。

12) 東京女子歯科技工学校について

On the Tokyo Women's Dental Technician School.

大垣女子短期大学 下総 高次

Takaji Shimoosa, *Okazaki Women's College*.

演者の手許に、認可 東京女子歯科技工学校発行の「女子技工士養成案内」と「入学者の心得」の小冊子がある。前者はタテ 19 cm, ヨコ 13 cm,